旧警戒区域の借地に選果場を設置して生産者より野菜を購入し、全国の小売店 へ野菜を販売していた申立会社について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされたとして、逸失利益、財物損害(使用開始後1年半のパイプハウスに つき損害額を取得価格と同額と算定)等が賠償された事例。

(全部)和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア	営業損害	逸失利益
1	財物損害	パイプハウス
ウ		冷蔵庫
工	追加的費用	選果機移転費用
オ	本件和解仲介に関する弁護士費用	

期 間 損害項目ア、エ、オについて

自 平成23年3月11日

至 平成25年2月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の期間について、和解金として、

ア	営業損害	逸失利益	金13,310,000円
1	 財物損害	パイプハウス	金38,063,802円
ウ	別物頂古	冷蔵庫	金2, 225, 776円
工	追加的費用	選果機移転費用	金221,550円
オ	本件和解仲介に関する弁護士費用		金1,614,700円

の合計金55,435,828円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項イ、ウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認

する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が 記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書 の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年9月24日

(仲介委員 安間龍彦)